

建設発生土の処理に関する基本方針

令和5年3月

静岡県

建設発生土の処理に関する基本方針

目次

第1章 背景・目的	1
第2章 建設発生土の処理に関する課題	2
第3章 建設発生土の処理に関する基本方針	3
第4章 基本方針に基づく取組	5

<経過>

- 令和5年2月27日 第1回「みらいの県土研究会」において方針（案）の提示
上記研究会において方針（案）に対する意見照会
- 令和5年3月1日 県内建設工事発注機関（国土交通省、県内35市町、県関係部局・事務所）への意見照会（令和5年3月1日建経技第419号）
- 令和5年3月 「建設発生土の処理に関する基本方針」の策定
- 令和5年6月9日 第2回「みらいの県土研究会」において公表

第1章 背景・目的

1 背景

(1) 視点1 資源としての建設発生土の有効利用

公共工事においては、環境負荷の低減やコスト縮減等の観点より計画段階から切土、盛土の均衡等建設発生土の発生抑制や利活用に努めている。

しかしながら、静岡県発注の建設工事において建設発生土は直近3カ年の平均で年間約190万 m^3 発生しており、そのうち約135万 m^3 （現場内利用約45万 m^3 、工事間流用・中間処理等約90万 m^3 ）が有効利用されているが、その割合は約70%にとどまっている。

また、これら建設発生土の約30%にあたる最終処分場で処分されている約55万 m^3 は、新材として購入している年間約40万 m^3 を上回っている状況にある。

このため、建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築に向けて、建設発生土を資源として捉えた有効利用の推進が求められている。

(2) 視点2 建設発生土に係る社会的要請

令和4年7月に施行された「静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」という。）」等に伴い最終処分場における受入費用の高騰や受入量の制限が生じている。

また、令和5年5月から施行が予定されている「宅地造成及び特定盛土規制法」により、建設発生土の適正な処理がさらに困難となることが懸念される。

このような状況下においても、安全・安心な社会を構築するために確実なインフラ整備の推進は必要不可欠であり、建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が求められている。

2 目的

こうした状況を背景に、建設発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「建設発生土の処理に関する基本方針（以下、「本方針」という。）」を策定した。

本方針に基づき、静岡県内の建設業全体における建設発生土処理に関する取組を推進することにより、建設業における環境負荷軽減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備に寄与することを目的としている。

第2章 建設発生土の処理に関する課題

1 現状における課題

建設発生土の有効利用に関する現状を踏まえ、以下に課題を示す。

(1) 建設発生土全体量の低減

最終処分場の受入量が不足していることから、建設業全体で建設発生土の全体量を減らしていくことが必要である。

(2) 工事間利用の促進

コストの観点や搬入・搬出時期及び土質条件等のミスマッチから、建設発生土を工事間利用せずに処分せざるを得ないことも多い。

改めて土を資源として捉え、コストとともに時期、質、量に配慮した需給調整の徹底により、建設発生土の工事間利用をより一層促進することが必要である。

(3) 適正処理施設の確保

盛土条例の施行に伴い、処理施設の受入量の減少等から、インフラやまちづくりを円滑に進めていくためには、ストックヤード等適正な処理施設を確保することが必要である。

第3章 建設発生土の処理に関する基本方針

1 基本方針

第2章で記述した課題に対応するため、以下を建設発生土処理に関する基本方針とする。

「発生抑制（土を出さない）」、「利活用促進（土を無駄にしない）」、「適正処分（土を不適切に処分しない）」を3つの柱とし、これに基づく取組を進めていくこととする。

（建設発生土の処理に関する基本方針）

1 建設発生土の発生を抑制する <土を出さない>

発生抑制

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

2 建設発生土の利活用を促進する <土を無駄にしない>

利活用促進

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利活用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

3 建設発生土を適正に処分する <土を不適切に処分しない>

適正処分

- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

- ・建設発生土の搬入・搬出時期や土質条件、需給調整は、工程や事業費に大きく影響することを踏まえ、計画段階において十分な調整を行う。
- ・工事の計画や設計に際して、まずは発生抑制や利活用促進を徹底し、やむを得ない場合にのみ最終処分することとする。

2 取組の目標値

本県における建設発生土の有効利用率^{*}の目標値は80%とし、令和9年度末までに達成することとする（図-1）。

なお、目標値は「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」における建設発生土の有効利用率の目標基準値80%を参考とした。

^{*}有効利用率：現場内利用及び工事間流用・中間処理の計を建設発生土全体量で除した割合

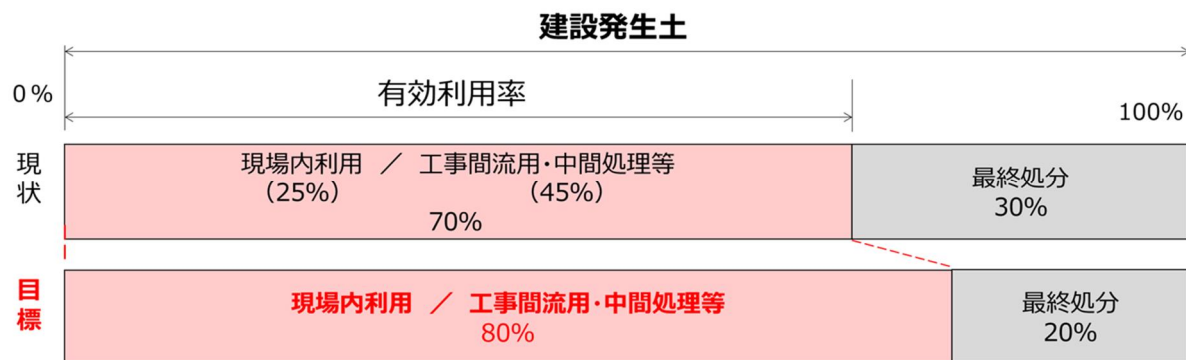


図-1 有効利用率の目標イメージ

第4章 基本方針に基づく取組

1 取組の内容

方針の3つの柱となる、発生抑制、利活用促進、適正処分における具体的な取組を以下に示す(表-1)。

なお、実施時期は短期(3年以内)と中長期(3年以上)とした。

表-1 基本方針に基づく取組

発生抑制(土を出さない)		実施時期
1. 発生抑制工法の採用	① 掘削土量の少ない工法の採用 地形改変が少ない自然斜面を存置する工法や土留め工等掘削土量の少ない工法を採用する。	短期
	② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用 NETIS や静岡県新技術情報 DB に登録された掘削土量の低減に有効な技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	短期
2. 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡 切土・盛土の均衡を考慮することにより、発生土の現場外への搬出を抑制する。 なお、土量算出にあたっては、3次元点群データを利用するなど効率的な手法を推進する。	短期
3. 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底 良質土・普通土については、リサイクル原則化ルール(令和3年10月18日最終改訂)に基づき、現場内利用の推進を図る。 不良土については、例えばCSG(ソイルセメント)工法の採用や移動式土質改良機等の活用を検討する。	短期

利活用促進（土を無駄にしない）		実施時期
1. 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示 建設発生土の搬出先の明確化を図るため、受入場所の条件を契約事項として明示する。	短期
	② 適正な費用の計上 契約事項として明示した搬出先の条件に対して、適正な費用を計上する。	短期
2. 他工事間での利活用拡大	① マッチングシステム等を活用した情報共有 運用中の「静岡県建設発生土マッチングシステム（通称SSM）」等のシステムを活用し、他工事間の情報共有を図る。 なお、近年増加傾向にある河川の維持掘削土は、計画的な利活用が可能となる体制を構築することについても検討していく。	短期
	② 民間事業者への技術的支援 民間事業者による利活用促進に向けた新たな取組に対し、伴走型支援を実施する。	短期
3. スtockヤードの活用	① 官民連携によるStockヤードの整備・運営 建設発生土の搬出・搬入時期の調整に資するStockヤードを官民連携により整備・運営する。	短期 (モデル事業) 中長期 (モデル以外)
	② 大規模事業との連携 港湾・漁港、農業基盤及び工業団地の整備等大規模な事業と連携し、予め土を搬入する区域（Stockヤード）を設定し、受け入れた発生土を有効活用する。 なお、Stockヤードを効率的に運用するための既往システムの活用により計画段階で情報収集していく。	短期 (モデル事業) 中長期 (モデル以外)
4. 建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 建設発生土の品質管理に関する利用基準に基づいた品質管理を行う。	短期
	② 環境基準の適合確認 建設発生土の搬入・搬出時に必要に応じて適正な調査を実施し、環境安全性を確保する。	短期
5. 土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の品質基準の見直し 土質改良土の利用拡大のため、関係基準類の見直しについて検討する。	中長期
	② 土質改良プラント認証制度等の活用 民間団体による土質改良プラント認証制度等の活用を検討する。	中長期
	③ 土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用 NETIS や静岡県新技術情報 DB に登録された土質改良土の利用拡大に資する技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	中長期

適正処分（土を不適切に処分しない）		実施時期
1. 建設発生土 処理施設情報 の公表	① 最終処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開 建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保等の観点から、盛土 規制法等の法令上の許可を有している処理施設を一覧として整理し、 県ホームページにて公開する。 なお、公開にあたっては他部局と連携しながら、適切な情報収集に努 めることとする。	短期
2. 民間処理施 設の整備促進	① 民間事業者による処理施設設置への技術的支援 民間事業者向けに処理施設の整備に係る各種手続き、運用開始後の 管理・運営等に係る必要な支援措置を検討する。	短期
3. ICT の活用、 DX の推進	① ICT を活用した土砂運搬管理の適正化・効率化 建設発生土トレーサビリティ技術の導入等適正な処理状況の見える 化に関する技術開発動向について、関係者で情報提供していく。	短期

2 取組に対するフォローアップ

本方針に記載された各取組の実施状況や建設発生土の有効利用に関する目標の達成状況につ
いてフォローアップを行い、効果検証に努めスパイラルアップを図っていく。

また、利活用促進に資するストックヤードの整備計画等を策定するとともに、モデル事業等の
試行を通じてストックヤードの整備を推進していく。

なお、フォローアップの結果については、官民関係者と情報共有を図っていく。